

## 鹿児島市市民農園つくり隊ボランティア実施要項（ボランティア用）

### 1 事業目的

この事業は、鹿児島市市民農園つくり隊ボランティア（以下「ボランティア」という。）が、遊休農地解消取組農家（以下「取組農家」という。）と協力し、遊休農地等を市民農園へ再生させる市民参加型の農業支援事業である。この事業を通じて、遊休農地の解消と農地の有効活用及び市民の余暇の充実を図り、農業の振興に寄与することを目的とする。

### 2 事業年度

本事業における事業年度は4月から翌年3月までとする。  
（次年度も継続し事業に参加できる。）

### 3 作業時間

午前8時～午後5時頃の間  
（詳細は、取組農家とボランティアで決定する。）

### 4 作業場所

鹿児島市内の取組農家

### 5 募集要件

満20歳以上で健康な人

### 6 依頼する作業

草刈り 抜根 土づくり 区画づくり その他  
（詳細は、取組農家とボランティアで決定する。）

### 7 登録を行う前の注意事項

#### (1) 報酬等

農作業には、労働の対価としての報酬、交通費、弁当代等いかなる金銭も支給されない。

#### (2) 作業道具

農作業に必要な農機具は、取組農家で用意するが、詳細は取組農家と相談すること。

#### (3) 服装

農作業実施前に取組農家と連絡を行い、当日の服装について事前に確認を行うこと。

#### (4) 保険

農作業は、市で加入する「ボランティア保険」の対象となり、補償期間は保険加入申込手続き完了日の翌日から当年度3月31日までとする。

#### (5) 事故や怪我をした場合

万が一事故やケガをした際は、すみやかに取組農家に報告し、病院で手当てを受けること。また、保険の手続事務等もあるので市農政総務課に必ず連絡をすること。

## 8 申込みから農作業の実施まで

- (1) 申込者は、「鹿児島市市民農園づくり隊登録申込書」に必要事項を記入し、市農政総務課に提出する。
- (2) ボランティアと取組農家のマッチング
  - ① 市は、ホームページで「市民農園づくり隊ボランティア受入農家の状況」の周知と、ボランティアに直接連絡する。
  - ② ボランティアは、希望する取組農家があった場合、市農政総務課へ連絡する。
  - ③ 市は、希望者に受入農家の連絡先を案内する。
  - ④ 希望者は、受入農家に作業内容など詳細を直接確認しマッチングを行う。
- (3) ボランティア保険の加入

受入農家とマッチングの決定後、市農政総務課でボランティア保険加入手続きを行う。

なお、一度保険に加入すれば、加入年度の3月31日まで保険の対象期間となるため、他で加入している場合は、加入の必要はない。

## 9 個人情報の取り扱い

参加申し込み時に寄せられた個人情報（住所、氏名、生年月日、電話番号等）は、当事業の目的以外には使用しないものとし、情報の漏えいに十分配慮する。なお、氏名、連絡先などの個人情報の一部は、事業の運営に必要な情報として受入農家や保険金の支払のための保険会社等に提供されることがある。

## 10 お問い合わせ

鹿児島市産業局農林水産部 農政総務課企画係

鹿児島市山下町1-1番1号 電話 099-216-1334 FAX 099-216-1336